

# 富屋小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月  
(最終改訂 令和7年8月1日)

# 富屋小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

富屋小学校では、「いじめほどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、教職員一丸となり、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また、平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、法第13条の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年4月に策定した。

このたび、平成29年10月に、市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校の基本方針を改訂し、本校のいじめ防止等への取り組みを充実させ、保護者、地域はもとより、地域学校園内の小中学校とも情報を共有し、関係諸機関と連携していじめの防止等に努めていく。

## 1 いじめの防止等のための基本理念等について

### (1) 基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

### (2) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

#### ①いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。
- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

## ②いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

## ③いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

## ④家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること、及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

## ⑤関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

## 2 学校におけるいじめ防止等の取組について

### (1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、富屋小学校いじめ等対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

#### ①富屋小学校いじめ等対策委員会（以下、「いじめ等対策委員会」という）

〔構成員〕 校長、副校長、教務主任、児童指導主任、SCM、スクールカウンセラー（地域学校園SC）、その他、事案に応じて関係児童の担任を加えるなど、柔軟に対応する。

## 〔取組内容〕

- ・いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善
- ・校内研修会の企画・立案
- ・定期的なアンケートや教育相談の実施と，結果の分析，情報共有
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
- ・指導計画の実施状況の把握と改善

など

## ②校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

## (2) いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については，市，家庭，地域，関係機関等と連携して行う。また，各種年間指導計画の作成にあたっては，いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで，学校が組織的に，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく，全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり，認知したいじめについては，いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用したりしながら，いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また，本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを，学校のホームページや各種たよりで公開したり，保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等で話題にしたりするなど，様々な機会を捉えて積極的に周知する。

### ① いじめの防止

「いじめはどの児童にも，あらゆる場面で起こりうる」との認識の下，発達支持的生徒指導の視点に立った未然防止の取組の充実を図り，いじめの起こらない環境づくりに努める。

#### ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・地域学校園3校（晃陽中・篠井小・富屋小）合同あいさつ運動の実施（年2回）
- ・児童・生徒指導強化連絡会の実施（年2回）
- ・児童生徒交流部会での情報交換会の実施（年2回）
- ・中学校入学予定者に関する情報交換会の実施（卒業期）
- ・「性といのちの授業」の出前授業実施

#### イ 「いじめゼロ強調月間」（5月，9月）の取組の実施

- ・いじめゼロ強調月間スローガンの掲示
- ・いじめゼロリボンの着用による意識の向上
- ・いじめに関するアンケート調査の実施
- ・教育相談の実施
- ・いじめに関する内容（生命の大切さ，思いやり等）を含んだ道徳科の授業の実施
- ・教職員による休み時間等の巡回
- ・児童会主催の「いじめ0集会」の実施

#### ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・ 道徳科における「生命尊重」を重点項目とした授業を各学年で年間3時間実施
- ・ 「思いやり・親切」「信頼・友情」を内容とした授業を各学年で年間計5時間実施
- ・ 富屋特別支援学校との交流を生活科と総合的な学習の時間で実施（1・2年，4年）
- ・ 幼稚園・保育園との交流を生活科で実施（1・2年）

#### エ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・ 言葉によるいじめが多く見られ，未然防止を図る必要があることから，道徳科の授業や学級活動などにおいて，児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え，いじめに正面から向き合うことができるような，議論などを行う機会や場の設定
- ・ 児童会代表委員会による「いじめ根絶」に関する作文発表
- ・ 校内放送による啓発
- ・ 「いじめ根絶」に関連する図書の紹介 等

#### オ 宇都宮市情報モラル教育／デジタル・シティズンシップ教育年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・ スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど，「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言 Ver.2」に基づく取組の積極的な推進
- ・ 5，6年：携帯電話の安全な利用に関して親子で学ぶ出前授業
- ・ 5，6年「学級活動」：「携帯電話とインターネット」
- ・ 6年「道徳」：あなたはどうか考える？

#### カ いじめゼロ強調月間（5月，9月）におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・ 情報交換会の実施
- ・ チェックシートによる点検

#### キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

- ・ LGBTQ+児童に対するいじめ，児童個々の特性が関係するいじめ，感染症に係る児童に対するいじめ等を防止するための，教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と，児童への正しい理解のための指導
- ・ 4年「保健」：養護教諭による心身の発達に関する授業
- ・ 5，6年：養護教諭による初経指導（宿泊学習の前などに実施）
- ・ 保健だよりにおける啓発

## ク 地域の特色や地域人材等を活用した豊かな心の醸成「富屋ふるさと学習」

- ・交流活動の推進（富屋特別支援学校、徳次郎保育園・山王認定こども園、地域高齢者、各種福祉施設）
- ・地域連携事業の推進（ファイトとみや、収穫祭、防災訓練）
- ・地域の人材や教育資源の活用（民話活動、富屋再発見、ホタル学習、学校田、読み聞かせ・安全ボランティア）
- ・異学年交流・縦割り活動の充実（委員会活動、クラブ活動、集会活動〈元気っ子集会〉、清掃活動、登下校班活動）
- ・「命の授業」の実施
- ・地域教育資源の教材化（生活科「町たんけん」）

## ② いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童理解を深め、信頼関係の構築に努める。

### ア 児童、保護者への相談窓口等の周知

- ・保護者に、学校だよりをはじめ各種たよりを通じ、学校や関係機関等において常時相談を受け付けていることを周知する。
- ・家庭訪問、個人懇談についてはもとより、年間2回の教育相談週間についても通知等で広く周知する。
- ・児童については、機会あるたびに、担任以外でもすべての教員が窓口となることを知らせる。

### イ 宮っ子ダイアリーの活用

- ・宮っ子ダイアリーを毎日活用し、学校と家庭で情報を共有化する。
- ・児童にとってよい情報を積極的に宮っ子ダイアリーで発信し、一人ひとりのよさの見取りに活用する。

### ウ 児童への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・児童への定期的ないじめ等に関するアンケート調査（年4回）をはじめ、必要に応じたアンケート調査を実施し、いじめ等の早期発見に努める。
- ・アンケート調査を教育相談週間に行ったり、記名式と無記名式を意図的に織り交ぜたりして、調査の実効性を向上させる
- ・年2回の教育相談週間をはじめ、必要に応じた教育相談を実施し、いじめ等の相談しやすい環境を整備する。
- ・教育相談については、常に窓口を明確化し、早期の組織的対応に努める。

## エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、教育委員会によるネットいじめパトロールを校内で情報共有するなどして活用し、ネットいじめを早期発見する。
- ・保護者へのネットいじめに関する情報の周知及び啓発に努めて家庭と連携し、ネットいじめの未然防止と早期発見に努める。
- ・家庭に対して、スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについての啓発を行う。
- ・いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、すべてのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの、児童への指導を徹底する。

## オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・いじめの背景は児童の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等さまざまであり、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解することが重要であることから、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」を活用した校内研修を計画的に実施する。
- ・毎月の職員会議等において、児童の状況について情報共有し、早期発見と早期対応に全校体制で取り組む。

## カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・いじめの認知に関しては、保護者や児童からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」なのかなどを、いじめ等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断する。
- ・認知したいじめについては、加害・被害両児童の保護者と適宜連絡をとり、事実確認及び指導の経緯を説明するとともに、今後の対応や方向性等についての連携を図る。

## ③ いじめの対処

いじめ等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

## ○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

### ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

※被害者、加害者、関係児童から事情を聴くなどして、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録する。

イ いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた児童の安全確保、いじめを行った児童に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等を適切に行う。

ウ 「いじめの解消」については以下のとおり

- ・いじめに係る行為が少なくとも3か月以上止んでいる状態、かつ、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態とする。なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ等対策委員会にて、より長期の期間を設定して経過を観察する。

エ いじめの解決に向けて、いじめ等対策員においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解する。特に、児童への支援や指導に置いて配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携を図る。

オ いじめの解決に向けた保護者との連携。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携を図る。

#### ④ 家庭、地域及び関係機関等との連携

##### ア P T Aとの連携、家庭への啓発

- ・いじめの加害・被害に係る心配がある場合には学校に速やかに情報提供してくれるよう周知する。
- ・学校だよりなどを通して、学校のいじめ防止等への取組を周知する。

##### イ 地域との連携

- ・いじめの疑いがある場合、学校に情報提供してくれるよう地域に依頼する。

##### ウ 関係機関との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報
- ・事案に応じた、児童相談所や教育委員会等との連携

### 3 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

### 4 取組の充実に向けて

- ・本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、各種たより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。

- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、いじめ等対策委員会において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど、P D C Aサイクルを踏まえて取組内容や取組方法を改善する。